

検討のためのたたき台

（第1－2 刑法第176条後段及び
第177条後段に規定する年齢を引き
上げること）

第1-2 刑法第176条後段及び第177条後段に規定する年齢を引き上げること

A案

16歳未満の者に対し、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

B-1案

16歳未満の者に対し、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとし、13歳以上16歳未満の者に対し、性交等をした場合のうち、一定の場合については、処罰から除外する。

B-2案

16歳未満の者に対し、性交等をした者（13歳以上16歳未満に対してした者については一定の場合に限る。）は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

C案

14歳未満の者に対し、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

〔検討課題〕

【共通】

- 本罪の客体となる年齢（以下「対象年齢」という。）を引き上げる根拠及びその当否
 - ・ 対象年齢を引き上げる実態的・理論的根拠はどのようなものか。
 - ・ その根拠との関係で引上げ後の対象年齢は合理性を有するか。
 - ・ 対象年齢の者同士による行為の可罰性をどのように考えるか。
 - ・ 対象年齢の者が強制的性交等に及んだ場合、①その者の刑事責任（故意又は責任能力）に影響を及ぼさないか、②相手方が刑事責任を問われることにならないか。
- 法定刑の在り方
 - ・ 対象年齢を引き上げる場合に現行の法定刑を維持するか、その理由についてどのように考えるか。

- 刑法第176条における取扱い
 - ・ 強制わいせつ罪についても、対象年齢等について同様に扱うものとするか。

【B案】

- 処罰の除外・限定及びその理論的根拠
 - ・ 処罰から除外し又は限定すべき場合があるか。
 - ・ どのような場合を除外し又は限定するか、その理論的根拠についてどのように考えるか。
- 除外・限定要件の在り方
 - ・ 処罰から除外し又は限定すべき場合について、その理論的根拠を踏まえ、どのような要素を要件とすることが考えられるか。罰則としての明確性や処罰範囲の合理性に問題はないか。

(例)

- ① 相手方の脆弱性や行為者との対等性の有無
- ② 相手方と行為者の年齢差
- ③ 行為者の年齢